



海のルールと マナー教本

—楽しく海で遊ぶために—

はしがき

日本の沿岸域には多種多様な魚貝藻類が生息し、豊かな水産資源の恵みを受けて、漁業者は漁業を営み生活の糧としております。

他方、磯遊び等の海洋レクリエーションは、国民が水辺に親しむ場として、文化的な側面からも大きな意味を持っております。

しかしながら、ルールやマナーを無視して、魚貝藻類をとってしまうと、漁場の秩序が乱れ水産資源は枯渇し、沿岸域で漁業を営む漁業者の生活が脅かされるだけでなく、水産物の安定供給ができなくなってしまいます。

そのため、例えば、各都道府県においては漁業調整規則を定め、その中で漁業者や遊漁者等が守るべき、漁具漁法や体長等の制限、禁止期間・禁止区域等のルールを設け、適正に漁場が利用されるようにしています。

本書は、一般レジャー客の方が、海にはどのようなルールがあって、どのようなマナーに気をつければ、トラブルを起こさず楽しく磯遊び等を行えるかを、平易に解説した教本として作成致しました。

この教本を手にとった方におかれましては、趣旨をご理解いただき、海のルールとマナーを守って、楽しく海で遊んでいただければと思います。

最後に、企画・構成から主にご執筆を頂きました漁村振興コンサルタントの田中克哲氏、また、資料・写真等のご提供を受けた工藤孝浩氏・玉置泰司氏、ご指導をいただいた全漁連密漁防止等推進委員・関係省庁で担当各位に深く感謝を申し上げます。

2012年3月

全国漁業協同組合連合会



CONTENTS

1 海のルールについて知りたい

(1) 漁業法ってなんだろう？	1
(2) 漁業には、どんな種類があるの？	1
①漁業権漁業 ②許可漁業	
③自由漁業 ④遊漁	
(3) 漁業権ってなんだろう？	3
①共同漁業権 ②漁業権侵害罪及び漁業権行使権侵害罪	
(4) 漁業調整規則ってなんだろう？	7
①遊漁者等の漁具漁法制限 ②体長等の制限	
③禁止期間 ④違法に採捕された魚貝藻類の所持・販売の禁止	
⑤禁止区域 ⑥漁具漁法の禁止	
⑦河口付近における採捕の制限 ⑧漁場内の岩礁破碎等の許可	
⑨許可を受けない知事許可漁業の操業	
(5) 海区漁業調整委員会と委員会指示	9
①海区漁業調整委員会 ②海区漁業調整委員会指示	
(6) 水産資源保護法	10
①爆発物を使用するの採捕の禁止 ②有毒物を使用するの採捕の禁止	
①内水面での「さけ」の採捕の禁止	
(7) 刑 法	10

2 海のマナーについて知りたい

(1) 漁協等による漁場の管理の例	12
(2) 漁村における地先の浜の管理の例	12
(3) 漁業者と遊漁者等の協定の例	12
(4) 海のマナーとは、こんな感じ	13

3 海で遊ぶ場合の注意点

(1) 注意すべき主な法令	14
① 漁業法	
② 許水産資源保護法	
③ 都道府県漁業調整規則	
(2) 魚貝藻類のとり方と注意点	15
① 「魚釣り」	② 網ですくう
③ 「くまで」を使った貝掘り	④ 「じょれん」を使った貝掘り
⑤ 「磯がね」を使う	⑥ 魚を突く
⑦ 「投網」を使う	⑧ 「かご」や「筒」を使う
⑨ 「手づかみ」でとる	
(3) 魚貝藻類の種類別の注意点	20
① 二枚貝	
② その他の磯の動物	
③ 磯の海藻	
④ さけ	
⑤ 稚魚	
(4) その他の注意点	23
① 「素潜り」	
② 「潜水器」	
③ 海での体験指導者の注意すべき事項	
(資料1) 遊漁者等が使うことのできる漁具漁法一覧 H22.1.1現在	25
(資料2) 主要な魚貝類の体長制限一覧 H24.2.1現在	27
(資料3) 主な漁業関係法令違反等に対する罰則 H24.2.1現在	29



1. 海のルールについて知りたい

(1) 漁業法ってなんだろう？

漁業法は、水面で魚や貝をとったり、養殖したりすることについて、誰にどう使わせるかを決め、漁業の生産力の発展を図ることを主な目的とする法律です。

(2) 漁業には、どんな種類があるの？

「漁業というのは、漁業権がないと行うことができない」と勘違いしている人も多いのですが、そうではありません。漁業の種類は、おおむね3つに区分され、そのほかに「遊漁」があります。

①漁業権漁業

特定の水面で特定の漁業や養殖業を営むことのできる権利で、共同漁業・区画漁業・定置漁業の3つの種類があります。

②許可漁業

農林水産大臣や都道府県知事の許可がなければ営むことのできない漁業です。

③自由漁業

許可を必要とせず、自由に営むことのできる漁業で、一本釣りが代表的です。

④遊漁

海のレジャーを楽しむ人が魚貝藻類をとることを「遊漁」といいます。

都道府県漁業調整規則の「遊漁者等の漁具漁法制限」によって、海のレジャーを楽しむ人ができる漁法は、釣りやたも網など数種類に限定されています。

なお、遊漁者等が使うことのできる漁具漁法の一覧は水産庁のホームページでも見ることができます。(P25資料1参照)



海はだれのもの？

「海はだれのもの」と聞かれば「海はだれの所有物でもない」というのが正しい表現になります。なぜなら、海には所有権が認められておらず、最高裁の判決でもそのことが裏付けられているからです。

また、海の利用についての権利である「漁業権」は漁協や漁業者に免許されていますので、「漁師さんは、海で漁業を営む権利を持っている」ということになります。



「磯は地付き、沖は入会」が漁業法の基本理念

日本の漁業は古くから慣行を尊重して漁場利用のルールを決めてきました。

江戸時代には、「磯は地付き、沖は入会」という沿岸部は地元の漁村に管理をまかせ、沖合部は、各漁村の漁業者の自由な入会利用しようというルールの下で漁場利用の秩序が形成されていたといわれています。

現在の漁業法は、日本の漁業の長い歴史の中で積み重ねられた基本理念の下に構成されているといえます。

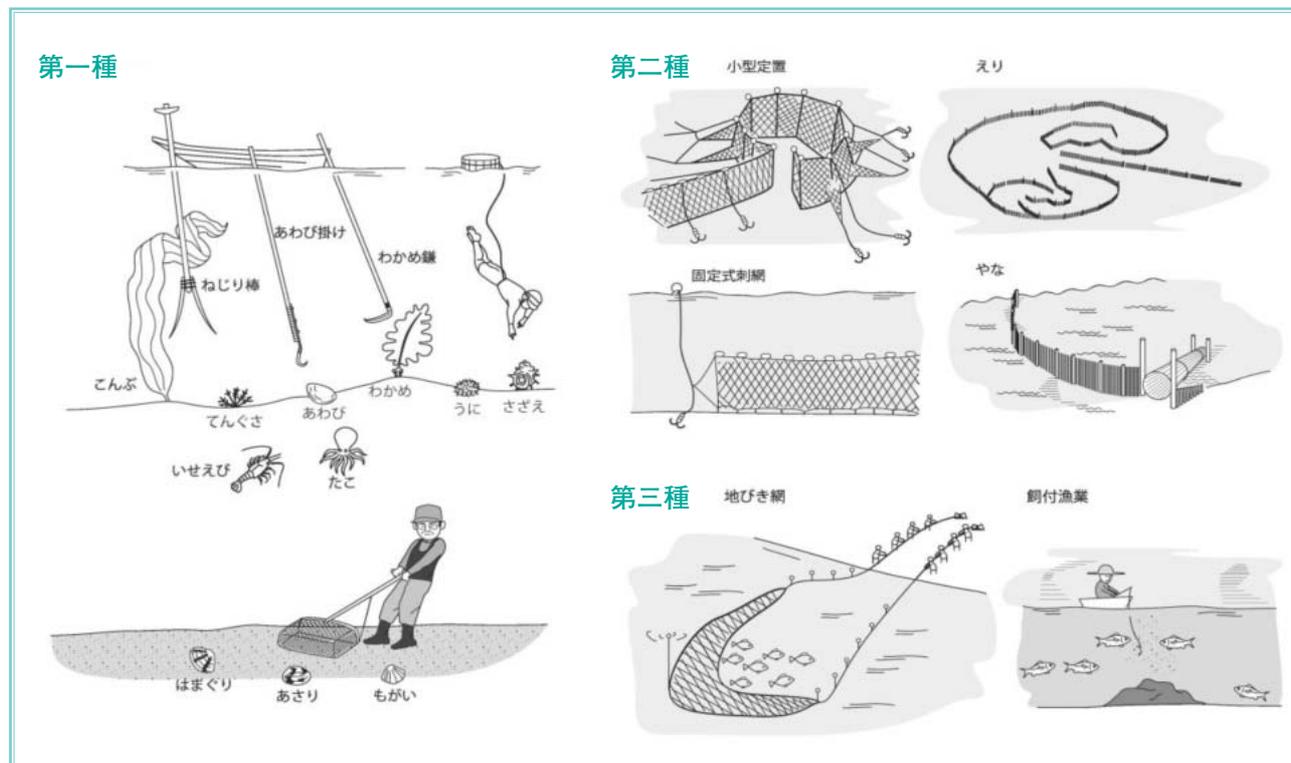
(3) 漁業権ってなんだろう？

古くから、漁村で地先水面では、漁村の人々があわび、さざえ、海藻などを利用する権利が認められてきました。このような昔からの海の利用秩序は、漁業権に引き継がれています。ここでは、海で遊ぶ場合に最も関係の深い共同漁業権について説明します。

①共同漁業権

- ・一定地区の漁業者が一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利で、海岸線に沿った沿岸域のほとんどに設定されています。
- ・共同漁業権の範囲は、それぞれ異なりますが、岸から数キロのものが多くあります。
- ・共同漁業権は、うにやあわびなど地先水面の定着性魚貝藻類を対象とする第一種共同漁業権のほか、他所まで出かけていかないで地先水面で待ちかまえてとる漁法等を対象とする第二種～四種共同漁業、内水面で営む漁業を主な対象とする第五種共同漁業に分類されます。

共同漁業



(参考) 第一種共同漁業権の対象になる貝藻類等

・藻類

代表的なものでは、「こんぶ」、「わかめ」、「ひじき」、「てんぐさ」などがあります。



こんぶ



わかめ



ひじき



てんぐさ

・貝類

代表的なものでは、「あわび」、「とこぶし」、「さざえ」、「あさり」、「いわがき」などがあります。



あわび



とこぶし



さざえ



いわがき

・農林水産大臣の指定する定着性動物

「いせえび」、「しゃこ」、「えぼしがい」、「かめのて」、「ほや」、「うに」、「なまこ」、「ひとで」、「かしばん」、「いそぎんちゃく」、「かいめん」、「餌むし」、「うみほおづき」、「たこ」、「ほっかいえび」、「しらえび」、「しゃみせんがい」、「ことむし」、「しおむし」



いせえび



うに



なまこ



たこ

②漁業権侵害罪及び漁業行使権侵害罪

漁業法第143条では、漁業権や漁業行使権を侵害した行為について、罰金を科することができることとされています。ただし、漁業権侵害罪は親告罪です。漁業権者または漁業行使権者が告訴しない場合は罪に問われません。

このため例えば、第一種共同漁業権の対象となっているあさりやはまぐりを漁協に料金を支払うなど、漁協の同意をとって潮干狩りをする場合は、漁業権侵害になりませんが、同意をとらずに勝手にとると漁業権又は漁業行使権侵害として漁業権者や漁業行使権者から告訴されることがあります。



漁業権のある場所では生物をとってはいけませんか？

A 漁業権が設定されている水面であっても、魚を釣るなど遊漁ができないことはありませんが、漁業権の対象となっている貝藻類をとること、漁業の操業を妨害、また、漁場の価値を損なうようなことがあれば、その行為の中止や排除を請求され、さらには漁業権侵害として告訴されることがあります。

特に漁業者が採貝・採藻漁業等を行っている漁場内では、あわび・さざえ等の貝類、わかめ・こんぶ等の海藻類、いせえびやたこ等の定着性の魚貝類を漁業権者以外の者がとることは、漁業権侵害として告訴されることがあります。



潮干狩りも漁業権侵害になるのでは？

A 潮干狩りで、第一種共同漁業権の対象となっている「あさり」等の貝類をとった場合、漁業権侵害となりますが、漁業権者がこれを告訴しなければ罰せられません。

例えば、静岡県の浜名湖においては、岸から5mの範囲で2kgまであさりをとってもいいという看板を漁協が設置しており、その範囲であれば、漁協は漁業権侵害として告訴することはありません。

また、千葉県の木更津地区の漁協では、潮干狩り場を開設し、一定の料金を支払えば、「あさり」等の潮干狩りを認めています。このような料金は、漁業権侵害を受忍する見返りとして位置づけられています。



漁業権の侵害とは、どのような場合を指しますか？

A 漁業権の侵害については、漁業権の内容が一定の水面において特定の漁業を営むことにあるため、画一的な判断基準を設けることは困難ですが、次のような場合があてはまります。

- (1) 漁場に設置されていたり、現に使用している漁具又は養殖施設を壊したりすることや、実際に漁業者の採捕又は養殖行為を妨害する行為
- (2) 漁場内において、漁業権の内容と同じ漁具・漁法によって、採捕又は養殖をする行為
- (3) 漁場内における採捕又は養殖の目的物たる魚貝藻類を採捕する行為
- (4) 水質の汚濁や工作物の設置等によって、漁場内における採捕又は養殖の目的物たる魚貝藻類の生息や来遊等を邪魔する行為



漁業は、漁業権がなければできないの？

A 漁業は、漁業権に基づき営まれているもの以外に、許可漁業や自由漁業といったものもあり、必ずしも漁業権がなければできないものではありません。

(4) 漁業調整規則ってなんだろう？

漁業調整規則は、各都道府県の実情に従って、漁具漁法の制限や体長等の制限、禁止期間、禁止区域などのルールを定めるもので、「〇〇県漁業調整規則」というような名前が付けられます。この規則に違反すると罰金又は懲役が科されます。

なお、漁業調整規則については、基本的な構成は似たものとなっています。以下、遊漁者等の方々に関係すると思われる規定について説明します。

①遊漁者等の漁具漁法制限

遊漁者等が使って良い漁具や漁法が定められており、規則に掲げられている以外の漁具や漁法で魚貝藻類をとることはできません。なお、遊漁者等が使うことのできる漁具漁法の一覧は水産庁のホームページにも公開されています。(P25資料1参照)

②体長等の制限

小さなものは保護し、大きくなってからとるため、「あわび」や「さざえ」、「あさり」など多くの魚貝類で体長等の制限が決められています。(P27資料2参照)

③禁止期間

産卵期の保護などのため、とることが禁止されている期間があります。

④違法に採捕された魚貝藻類の所持・販売の禁止

禁止期間や体長制限などに違反して採捕された魚貝藻類は、これを持っていたり、販売することも禁止されています。

⑤禁止区域

産卵場所や親魚の保護などのため、とることが禁止されている区域があります。

⑥漁具漁法の禁止

水中に電流を流してとる漁法や水中銃などは禁止されています。

⑦河口付近における採捕の制限

河口付近は、魚貝藻類が採捕禁止になっている場合があります。これは産卵のために川を遡上する「さけ」などの保護を目的としています。

⑧漁場内の岩礁破碎等の許可

漁業権漁場内で岩を破壊することは、知事の許可を得なければ行うことができません。したがって、知事の許可を受けない人が「いしまて」などをとるために金づちで岩を破壊することはできません。

⑨許可を受けない知事許可漁業の操業

潜水器を使って、魚貝藻類をとる潜水器漁業など許可が必要な漁業があります。許可を取らずにこの漁業を営むと、無許可操業として罰せられる可能性があります。なお、近年、潜水器を使った「あわび」などの密漁が発生しており、漁業者にとって死活問題となっています。

また、都道府県によっては、あわび漁業、あさり漁業等、密漁の対象となっている魚種をとる漁業を許可制にしていることがあります。知事許可漁業の無許可操業は、平成19年の漁業法及び水産資源保護法改正により罰則が強化され、三年以下の懲役、又は二百万円以下の罰金となっていますので、くれぐれも違反することのないよう注意してください。

(5) 海区漁業調整委員会と委員会指示

①海区漁業調整委員会

漁業法では、海の利用に関して、海で生活している漁業者が中心となって民主的に決めていくこととなっており、日本の周辺海域を64の海区に分けて、それぞれの海区毎に漁業者による選挙で選ばれた漁業者代表委員、公益を代表する委員および学識経験委員からなる「海区漁業調整委員会」が、海区内の海の利用について民主的に決定するシステムがとられています。

②海区漁業調整委員会指示

海区漁業調整委員会は、魚貝藻類の繁殖保護など漁業調整のために遊漁者を含む関係者に対して、魚貝藻類の採捕等に関する指示をすることができます。

具体的には、漁具漁法の制限、禁止区域、体長等の制限等が指示されます。

指示に従わない者には、漁業調整委員会の申請に基づいて、都道府県知事から指示に従うように命令がなされ、命令に従わない場合は、懲役若しくは罰金等になります。

(参考) 海区漁業調整委員会指示の例

①定置網周辺の船釣り制限（網走海区の例）

定置網の周囲500m以内の海域では、船釣りを行ってはいけないこととされています。

②秋さけ船釣りの制限（網走海区の例）

指定された海域において、決められた期間中は、秋さけの船釣りを行ってはならないこととされています。ただし、ライセンス制を実施している一部の海域については、網走海区漁業調整委員会のライセンスを持っている人の船に乗って秋さけ釣りを行うことができます。

③ひき縄釣りの委員会承認制（東京海区の事例）

ひき縄釣りを行おうとする人は、東京海区漁業調整委員会の承認が必要です。

④アマモ場の保護（神奈川海区の事例）

アマモ場を保護し、魚貝類の繁殖保護を図るため、魚貝藻類をとることが禁止されている場所があります。

⑤まき餌づくりの制限（静岡海区の事例）

- ・船を使ってまき餌を使用する場合は、1つ仕掛けに、まき餌かごは1個しかつけることはできません。
- ・まき餌かごの大きさは、直径5センチメートル、長さが15センチメートル以下でなければなりません。

(6) 水産資源保護法

魚貝藻類の繁殖保護を図り、漁業生産力を増大させることを目的とする法律で、次の規定があり、違反すると三年以下の懲役、又は二百万円以下の罰金となります。

①爆発物を使用しての採捕の禁止

ダイナマイト等の爆発物を使って、魚などをとる行為は禁止されています。

②有毒物を使用しての採捕の禁止

ホルマリン等の薬品を使って、餌むしをとるような行為は禁止されています。

③内水面での「さけ」の採捕の禁止

河川や湖沼でさけを釣ったり、とったりすることはできません。ただし、北海道の一部の地域では、料金を支払った遊漁者等が知事の特別採捕許可を受け、川でさけを釣ることができます。

(7) 刑法

勝手に、養殖いけすの中の魚を釣ったり、定置網の身網の中で魚を釣ったりすることは、窃盗罪になり十年以下の懲役になります。

(事例：神奈川県で磯遊びをする場合の注意点)

I 磯遊びと漁業権

磯のほとんどには、「漁業権」が規定されており、漁業権者あるいは漁業行使権者以外の人たちが勝手に漁業権の対象となっている魚貝藻類、例えば「あわび」や「さざえ」、「うに」、「ばていら」、「いせえび」、「たこ」や「わかめ」、「ひじき」、「てんぐさ」などを採捕（釣りも含む）すると（その地区の漁業権毎に対象となる魚貝藻類は異なっている）、漁業権者あるいは漁業行使権者から漁業権侵害として告訴され、二十万円以下の罰金が科せられる可能性があります。（漁業法第143条）

したがって、漁業権者である地元漁協の了承なしに勝手にこれらの魚貝藻類をとらないようにすべきでしょう。

II 磯遊びと都道府県漁業調整規則

神奈川県では、以下のように定められている。

1 遊漁者等に認められている漁具漁法

（神奈川県漁業調整規則第45条：一万円以下の科料）

- (1) 徒手採捕（つかみどり）
- (2) たも網、さで網及びざる
- (3) やす及びいそがね（ただし、水中眼鏡をかけたり、夜間に使用することはできません。）
- (4) 幅15cm以下のくまで
- (5) さお釣り及び手釣り（トローリングは禁止）
- (6) 投網

2 とってはいけない大きさ

あさり	殻長2cm以下	いせえび	体長13cm以下
はまぐり	殻長2cm以下	たいらぎ	殻高18cm以下
あわび	殻長11cm以下	みるくい	殻長9cm以下
さざえ	殻蓋長径3cm以下		

（神奈川県漁業調整規則第37条：六月以下の懲役、又は十万円以下の罰金）

3 とってはいけない期間

あわび	11月1日から12月31日まで
いせえび	6月1日から 7月31日まで
あ ゆ	1月1日から 5月31日まで
たいらぎ	6月1日から 8月31日まで
しらす	1月1日から 3月10日まで

（神奈川県漁業調整規則第35条：六月以下の懲役、又は十万円以下の罰金）

4 魚、貝、海藻などに有害なものをすてたり、流したりすることの禁止

（神奈川県漁業調整規則第34条：六月以下の懲役、又は十万円以下の罰金）

5 知事の許可無く、漁業権内で岩礁を壊すことを禁止

（神奈川県漁業調整規則第48条：六月以下の懲役、又は十万円以下の罰金）

III 磯遊びと水産資源保護法

水産資源保護法により、魚、貝、餌むしなどをまひさせたり、死なせる有毒物を使用することは禁止されている。

（水産資源保護法第6条：三年以下の懲役、又は二百万円以下の罰金）

2. 海のマナーについて知りたい

—規制（ルール）がなければ何をしてもいいのか—

海面においては、法令による規制のほか、漁場を利用する漁業者、遊漁船業者、遊漁者の組織する団体が、自主的に操業方法、体長制限等を取り決めている場合があります。このような取り決めがある漁場では、他の漁場利用者とのトラブルとならないよう、取り決めに尊重しましょう。

(1) 漁協等による漁場の管理の例

- ・ 漁協の定める漁業権行使規則により、わかめ、ひじき、うに、あわび等については、禁止区域、禁止期間、体長制限等が設けられているほか、解禁日や口開け日を定めていることも一般的です。（東北地方では、口開けが年に数回というところがほとんどです。）
- ・ 「あわび」、「さざえ」などは、種苗の放流が行われている地域も多く、漁業者たちは、大きくなるまでとらないようにしています。

(2) 漁村における地先の浜の管理の例

- ・ マリンレジャーの海難救助については、海上保安部などに地元漁業者も協力しています。

(3) 漁業者と遊漁者等の協定の例

- ・ 漁場利用協定制度（沿岸漁場整備開発法第24～26条）
知事は、漁業者と遊漁者等の協定の締結に向けた交渉に応ずるよう勧告でき、これまで多くの漁場利用協定が結ばれています。

(参考) 海面利用協議会

遊漁と漁業の調整に関しては、水産庁長官通達に基づき、漁業関係者、遊漁及び海洋性レクリエーション関係者、学識経験者から構成される「海面利用協議会」が組織され、話し合いの場が設けられています。

(4) 海のマナーとは、こんな感じ

- ・海で、漁業者にあったら、こちらから明るく挨拶しましょう。
- ・多くの人数で磯観察を行う場合は、事前に地元漁協に行事の内容を連絡しましょう。
- ・潜り漁に関しては、ウェットスーツの使用を禁止し、裸潜りに限定しているところが多くなっています。これは、ウェットスーツを着ると、水温に関係なく潜水でき、磯根資源の乱獲につながるからです。

このような場所で、レジャー客がウェットスーツを使用して潜水すると、漁業者が密漁等を心配するので、事前に地元漁協に了解を得ておきましょう。

- ・定置網や養殖場などの近くでの釣りは止めましょう。



海はみんなが利用できるからこそ、マナーやがルールが必要

「海はみんなが利用できる公共用水面」というと、「海は誰がどう使おうと自由だ」という論理の飛躍がおきることがしばしばです。海をみんなが勝手に使い出したらどうなるでしょう。海の利用についてトラブルが多発し、魚貝藻類は乱獲されてしまいます。そのようにならないための紳士的な行動としての「マナー」や、「決め事」としての「ルール」が必要になります。



レジャー客が魚貝藻類を少しくらいとっても影響ないのでは？

夏場のレジャー客の数は相当な数になります。1人1人のとる量は少なくても、全体では相当な量の魚貝藻類がとられてしまい、資源が減少し、漁業者の生活に影響することとなってしまいます。

3. 海で遊ぶ場合の注意点

(1) 注意すべき主な法令

海で遊ぶ場合に、注意すべき主な法令は、主に次の3つです。(P29資料3参照)

①漁業法

漁業権侵害罪、無許可操業など

②水産資源保護法

爆発物や有毒物を使用しての採捕、内水面でのさけの採捕など

③都道府県漁業調整規則

遊漁者等の漁具・漁法制限、体長等の制限、禁止期間など

海で遊ぶ場合、これらの漁業関係法令に違反しないよう注意しましょう。

なお、一般的に、「魚」を釣ることは、海で遊ぶ人たちに認められていますが、磯にすむ「あわび」や「さざえ」、「うに」など魚屋さんで一般に売られているものは、漁業権の対象となっていることがほとんどなので、漁業権侵害などの法令違反となる可能性が高くなります。

(参考) 海のルールの調べ方

海のルールの具体的内容については、海辺の立て看板等に禁止事項が書いてあることも多いので、これをしっかり読みましょう。

また、都道府県漁業調整規則については、都道府県毎に規制の内容も異なるため、都道府県の水産担当部局に問い合わせたり、都道府県のホームページの例規集等を調べたりして、その内容を把握することが必要です。

(遊漁者等が使うことのできる漁具漁法については、水産庁のホームページで一覧としてまとめられていますので参考にしてください。(P25資料1参照)

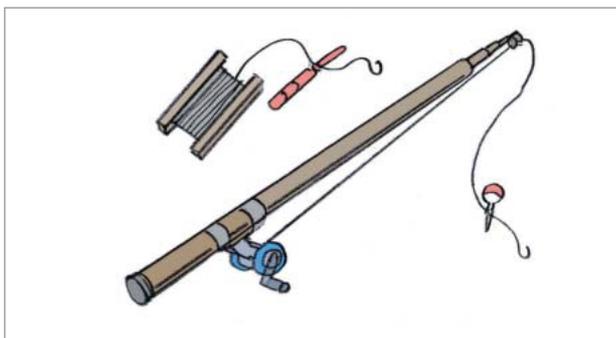


(2) 魚貝藻類のとり方と注意点

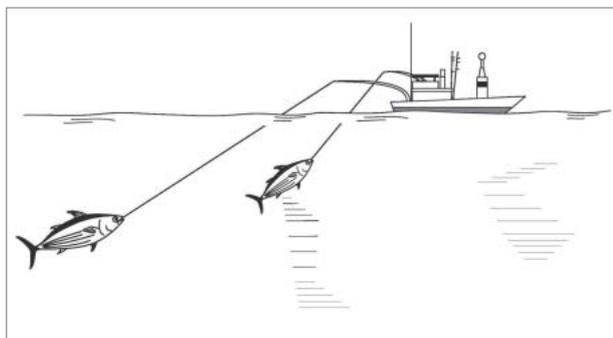
① 「魚釣り」

手釣りや竿づりによる「魚釣り」は、全ての都道府県において、遊漁者等に認められています。

ただし、船を走行させながら釣りを行う「トローリング」は、手釣りや竿釣りではなく、「ひき縄釣り」として分類されており、ほとんどの道府県で禁止されています。（トローリングを認めている都県でも、これを行うには海区漁業調整委員会の承認を必要としますので、トローリングをしたい場合は、都県の水産部局に問い合わせてみてください。）



手釣り・竿づり



ひき縄釣り

なお、内水面においては「さけ」を釣ることは原則として認められていませんし、「まだい」や「あゆ」など魚種によっては、体長制限、禁止期間、禁止区域が設定されている場合もありますので、魚釣りであってもこれらのルールを守る必要があります。

また、魚以外の「たこ」や「いせえび」など第一種共同漁業権対象種を釣れば漁業権侵害になります。

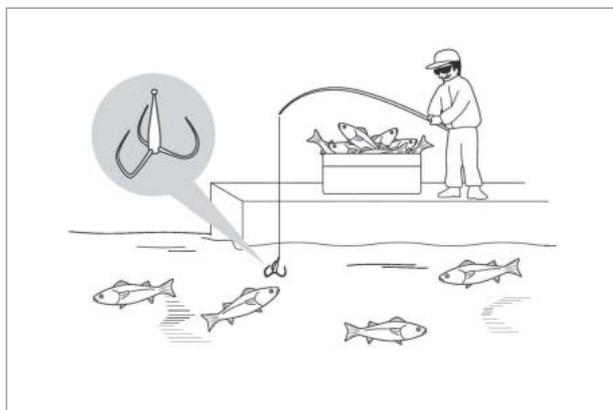


いせえび



たこ

※引っかけ針を釣り竿に付けて魚貝藻類を引っかけるときの釣法は、「釣り漁法」に該当しないので、遊漁者等は使うことのできない漁具になっています。

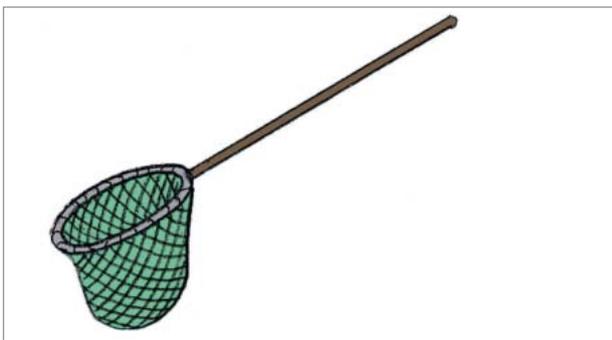


② 網ですくう

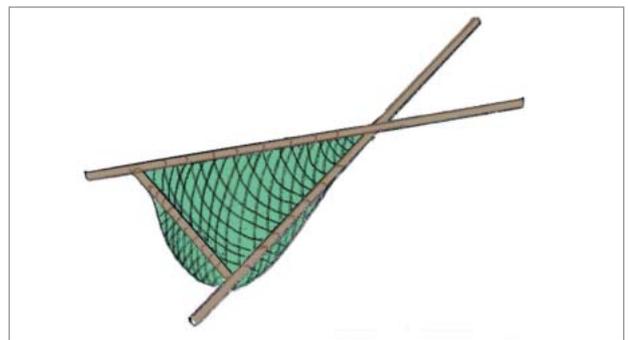
「たも網」や「さで網」は多くの都道府県で使用が認められていますが、一部の県では禁止されています。

なお、「たも網」や「さで網」で、「たこ」、「うに」などの第一種共同漁業権対象種を漁業権漁場内においてとると漁業権侵害として告訴されることがあります。

また、都道府県漁業調整規則で体長制限や禁止期間や禁止区域が定められていることもあるので、これにも注意が必要です。



たも網



さで網

③ 「くまで」を使った貝掘り

「くまで」は、「は具」に分類されます。

「は具」は多くの都道府県で遊漁者等の使用が認められていますが、幅などについて制限があることも多いです。



くまで

④ 「じょれん」を使った貝掘り

じょれん（別名：腰巻きなど）も、「は具」に分類されます。「は具」については多くの道府県において幅や柄の長さが制限されているため、「じょれん」は禁止されているところが多くなっています。

なお、「じょれん」の使用が認められている都道府県であっても、第一種共同漁業権の対象となる貝類をとると、漁業権侵害として告訴されることがあります。

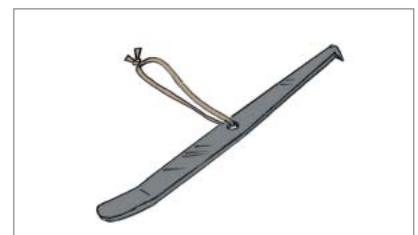


じょれん

⑤ 「磯がね」を使う

「磯がね」は、「は具」に分類されます。

「は具」は多くの都道府県で遊漁者等の使用が認められていますが、水中めがねをつけての使用が禁止されていたり、夜間に使用することが禁止されているところもあります。



いそがね

⑥魚を突く

魚を突く場合の漁具として代表的なのが、「やす」と「もり」です。一般的に「やす」とは、突き刺さる部分が手元から離れないものをいいます。一方、突き刺さる部分が手元から離れるものは、「もり」として分類されます。



やす



もり（水中銃）

「やす」は、遊漁者等の使用が認められているところが多くなっています。ただし、夜間の使用や、発射装置を有する「やす」の使用は認められていないところもあります。

「もり（水中銃など）」は、どの都道府県においても、遊漁者がこれを使って魚などをとることは禁止されています。なお、「やす」であっても、第一種共同漁業権の対象となる「いせえび」や「うに」など、魚以外のものをとると漁業権侵害として告訴されることがあります。



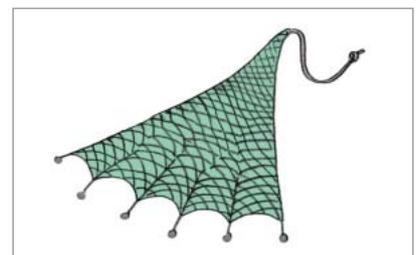
潜って「やす」で魚を突くと漁業権侵害になるの？

A 「やす」で魚を突いても漁業権侵害にはなりません。都道府県漁業調整規則の「遊漁者等の漁具漁法制限」に抵触しないかどうか問題となります。なお、魚以外の「いせえび」や「うに」などをとると漁業権侵害として告訴されることがあります。

⑦「^{とあみ}投網」を使う

海では、船を使用しない「投網」は、認められている都道府県も多くあります。

なお、川では、投網は自由にはできないことがほとんどです。



投網

⑧ 「かご」や「筒」を使う

かご漁具や筒は、釣具屋さんに売っていることも多いのですが、遊漁者等が使用することを認めている都道府県はありません。また、たこ等第一種共同漁業権の対象となっているものをとると漁業権侵害として告訴されることがあります。



ペットボトルで作ったセルビンを使って
「魚」や「かに」などをとってもいいですか？

A 磯の観察の際のツールとして「ペットボトルのセルビン」が紹介されることも多いのですが、「ペットボトルのセルビン」は、厳密に言えば、遊漁者等が使うことのできない漁具です。磯観察でセルビンを使おうと考える時は、都道府県の水産部局に相談してください。



⑨ 「手づかみ」でとる

手づかみのことを法令では「徒手採捕^{としゅさいほ}」とよびます。徒手採捕は、ほとんどのところで認められています。

なお、「手づかみ」であっても、第一種共同漁業権の対象となる「うに」や「あわび」など、魚以外のものをとると漁業権侵害として告訴されることがあります。



ホルマリンを使って、イワムシなどをとってもいいですか？

A 水産資源保護法により、魚、貝、餌むしなどをまひさせたり、死なせる有毒物を使用することは禁止されていますので、ホルマリンを使ってイワムシをとると水産資源保護法第6条違反になります。

(参考)「あわび」と「とこぶし」の見分け方

「あわび」の貝殻の穴のあいた部分は、富士山のようにとがっていますが、「とこぶし」では、表面が平坦です。

(あわびの仲間)



エゾアワビ



クロアワビ



マダカアワビ



メガイアワビ

(とこぶし)



トコブシ

(3) 魚貝藻類の種類別の注意点

①二枚貝

あさり・しじみ等の二枚貝は、第一種共同漁業権の対象となるので、漁業権者の同意なくとると漁業権侵害として告訴されることがありますので、注意しましょう。

また、近年、あさり・しじみの密漁が多発し、漁業者も懸命に監視を行っています。

ただし、例えば、静岡県浜名湖においては遊漁者等が岸から5mのところまでの範囲で、2kgまで「あさり」を採捕することを認めているなどの例や、千葉県木更津地区のように有料で「あさり」をとらせている（いわゆる潮干狩り）例もあるので、地域ごとのルールをしっかりと調べる必要があり、わからない場合は、地元の漁協に問い合わせるとよいでしょう。

また、都道府県漁業調整規則で大きさ（殻長）の制限や禁止期間も設けられているところが多くあります。



あさり



しじみ



あわび



とこぶし

②その他の磯の動物

あわび・とこぶし・さざえ・うに・なまこ・たこ・いせえび・いわがき等は、第一種共同漁業権の対象となるので、漁業権者の同意なくとると漁業権侵害として告訴されることがありますので、注意しましょう。また、これらについては密漁も多く発生し、漁業者も監視を行うなどしています。

なお、遊漁者等に認められている漁法である釣りで「いせえび」や「たこ」をとることも漁業権侵害となります。

ただし、例えば、京都府漁協（網野町掛津地区及び舞鶴市野原地区）においては、有料で「さざえ」などをとらせている例もあるので、地域ごとのルールをしっかりと調べる必要があり、わからない場合は、地元の漁協に問い合わせるとよいでしょう。



さざえ



うに



なまこ



たこ



いせえび



いわがき

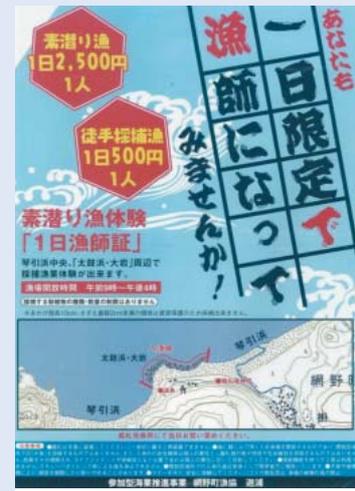
(事例：京都府漁協管内における取り組み)

①網野町掛津地区における「一日漁師」の取り組み

京都府漁協網野支所では、平成19年から新たな取り組みとして「一日漁師」(参加型海業推進事業)の取り組みを行っています。

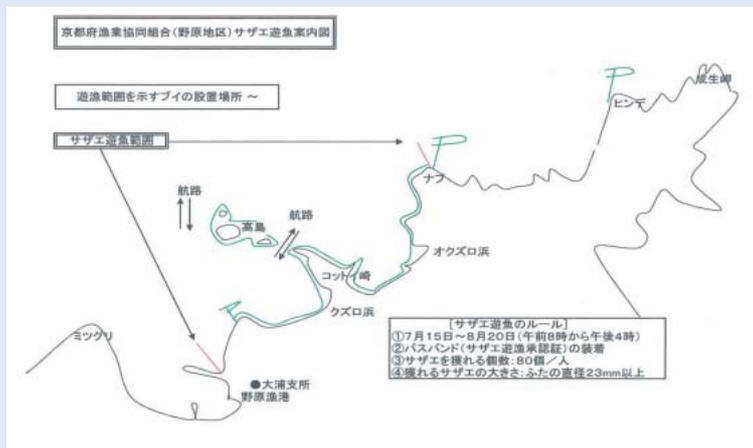
この一日漁師は、「素潜り漁」と「徒手採捕漁」の二つに区分され、素潜り漁をしたい人は一日2,500円、徒手採捕漁をしたい人は一日500円の「一日漁師証」を「浜みせ」や「民宿」、「鳴き砂文化館」、「JTB」など約40ヶ所の「鑑札発券所」で購入します。

一日漁師は、午前9時から午後4時までのあいだ、開放区域の中であれば漁業調整規則や漁業権行使規則で決められた規制を守れば、何をどれだけ採っても構わないことになっています。



②舞鶴市野原地区におけるさざえ遊漁の取組み

さざえ遊漁が行われているのは、毎年7月15日～8月20日の午前8時～午後4時。さざえ遊漁の参加希望者は、民宿で受付をし、料金を支払い(3,000円/人)、民宿の船外機船にて漁場へ行き、1人当たり80個を上限として、「さざえ」をとることができます。



③磯の海藻

わかめ・てんぐさ・ひじき等の磯の海藻は、第一種共同漁業権の対象となるので、漁業権者の同意がないのに勝手にとると漁業権侵害として告訴されることがありますので、注意しましょう。特にこれらについては解禁日が決められていることが多く、それまでは漁業者であってもとることを禁止し、相互監視を行っています。



わかめ



ひじき



てんぐさ

④さけ

「さけ」は、水産資源保護法により、内水面においては採捕が禁止されており、違反すると懲役又は罰金となります。また、さけが川に遡上するため集まる河口付近については、都道府県漁業調整規則で魚貝藻類の採捕が禁止されているところも多くなっています。なお、これらの場所には、さけの採捕を禁止する立て看板が立てられていることも多いので、よく確認するようにしましょう。

(参考)「さけ」と「ます」の違い

我が国に生息する「さけ」は主に「シロサケ」で、「カラフトマス」や「サクラマス」、「ニジマス」などの「ます」は、水産資源保護法に規定する内水面でのさけ採捕禁止規定の対象になりません。ただし、内水面には「ます」の漁業権が設定されている場合があるので、遊漁規則に定める手続き（遊漁料等の支払い）をしないと漁業権侵害として告訴されることがあります。

⑤稚魚

「稚あゆ」や「しらすうなぎ」などの稚魚は、ほとんどの場合、都道府県漁業調整規則で体長制限の対象となっており、とることが禁止されています。

しらすうなぎは、価格の高いこともあって密漁が問題になっていて、監視も活発に行われています。

(4) その他の注意点

① 「素潜り」

素潜りをしていると、たこ・あわび・うに・とこぶし・なまこ・わかめ・ひじきなど、第一種共同漁業権対象種を見つけることもしばしばです。しかしながらこれをとると漁業権侵害として漁業権者から告訴されることがあるだけではなく、都道府県漁業調整規則に規定する体長等の制限違反となったり、禁止期間に違反することになりかねません。



なお、「魚」は第一種共同漁業権の対象とならないので、素潜り中に、「釣り」や「たも網」でこれを捕まえることは多くの都道府県で可能ですが、「やす」については、漁業調整規則に定める「遊漁者等の漁具漁法の制限」により、「発射装置を有するもの」が使えなかったり、「水中めがね」を使つての採捕が禁止されていたり、「夜間」の採捕が禁止されていたりなど様々の規定がありますので、内容をしっかりと把握しましょう。

② 「潜水器」

全ての都道府県において遊漁者等が潜水器を使って魚貝藻類を採捕することは認められていません。また、潜水器を使つての魚貝藻類の採捕は、知事許可漁業の無許可操業にあたる場合があり、この場合は三年以下の懲役、又は二百万円以下の罰金となります。

なお、レジャーダイビングの際に、インストラクターが魚を集めるための餌として、貝類等をとる行為も当然に違反となるので、このようなことのないよう注意が必要です。



③海での体験指導者の注意すべき事項

体験指導者は予め、その地域の漁業関係法令をよく調べて、参加者が法に触れる行動を起こさないよう指導しましょう。

また、事前に地元の漁協に連絡し、体験の内容を話し、了解をとっておくことも無用なトラブルを避けるためには必要です。なぜなら漁業者は、体験参加者と密漁者の見分けが一見つかないからです。

(参考) 神奈川県みうら漁協の事例

全漁連では、みうら漁協小網代支所と協力して、夏休みに「海辺のルールを知って、楽しく磯遊びをしよう」のイベントを三浦市胴網海水浴場で開催しました。これは、密漁対策の一環として、市民の方々に海のルールを知って、楽しく磯遊びができることを目的として開催されました。

イベントでは、①海のルールの説明が行われた後、②磯観察が行われ、採集した生き物はケースに入れて分類、これを解説員が説明しました。



海のルールの説明



海上保安官からの説明



磯観察



磯の生物解説

(資料1) 遊漁者等が使うことのできる漁具漁法一覧 平成22年1月1日現在

○使用可能、●集魚灯、火光、照明器具の使用禁止、△船舶の使用禁止、※まき餌釣禁止、▲船舶を利用してのまき餌禁止

都道府県	手釣り・竿釣	ひき縄釣 (トロリング)	たも網	さで網	投網	やす注1	は具	徒手採捕
北海道	○		○注2					○
青森県注3	○		○	○	○	○注4	○	○注5
岩手県	○		○	○	△		○注6	○
宮城県	○		○	○	○	○	○	○
秋田県	○※		○	○	△	○	○	○
山形県	○		○	○		△		○
福島県	○		○	○	△	○	○	○
茨城県(海面)	●※		●	●	●△	●	●注7	●
茨城県(北浦霞ヶ浦)注5	●※		●△	●△	●△	●△	●△	●
千葉県	●		●	●	●△		●注8	●注9
東京都	●※	●注10	●	●	●△	●	●	●
神奈川県	○		○	○	○	○注4注11	○注12	○
新潟県	○		○	○	△	○	○	○
富山県	○		○	○	△	○		○
石川県	○		○	○	△	○	○	○
福井県	○※		○	○	△	○	○	●
静岡県注13	○注14	○注10	○	○	△	○注4注15	○注16	○
愛知県注17	○		●		○	○	○	○
三重県	○		○	○	△	●	●	○
滋賀県注5注18	○	○注19	○	○	△	○注4注20		○注21
京都府	○		○	○	△	○注4	○	○
大阪府	○		○	○	○	○	○	○
兵庫県	●※注22		●注22	●注22	●△			○
和歌山県	○		○	○	△		○	○
鳥取県	○		○	○	○	○	○	○
島根県	○▲注23		○	○	△	○注4	○	○
岡山県注24	●▲		△		△	○注4	○	○
広島県	●▲		●△	●△	●△	●注4	●	●
山口県	○		○	○	△	○	○	○
徳島県	○		●	●	○	●	●	○
香川県	●▲注25		●	●	●△	●△注4	●△	●
愛媛県	○▲		●	●	△	●注4	○	○
高知県	○※注26		●	●	○		○	○
福岡県注27	○注28		●	●	△	●注4	○	○
佐賀県注27	○※		○	○	△	●注4	○	●
長崎県	○	○注10	○		○	○	○	○
熊本県	●		●	●	●△	●注4	●	●
大分県注29	○		○	○	△	○注4注30	○	○
宮崎県	○		○	○	△	●△	△	○
鹿児島県	○		○	○	△	○	○	○
沖縄県	●	○	○	○	△	○注4注5	○	○

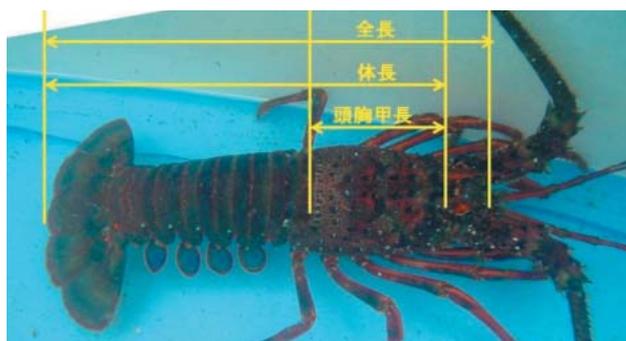
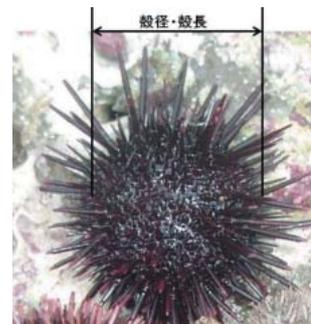
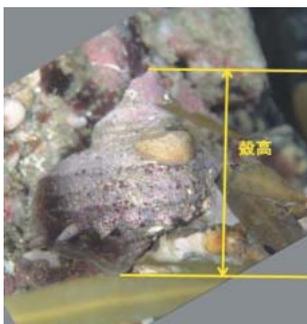
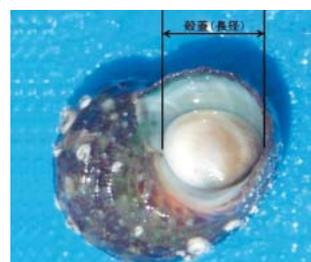
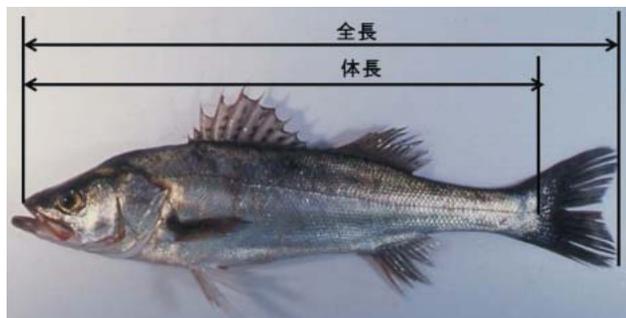
- 注1. 「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って目的物を突き刺すものをいいます。弓、鉄砲、ばね等を利用して投射して目的物を突き刺す「もり類」(水中銃等)は含まれません。
- 注2. 網口及び網の長さの最長部が40cm未満のものに限る。
- 注3. このほか、四つ手網が使用できる。
- 注4. 発射装置を有するもの、ゴム又はばね等により発射するもの、水中銃によるものは禁止。
- 注5. 潜水器(簡易潜水器を含む)の使用禁止。
- 注6. 柄の長さ50cm以内のくまでに限る。
- 注7. 幅20cm未満、爪の長さ5cm未満、柄の長さ50cm未満のもので網をつけないものに限る。
- 注8. 貝類徒歩堀(まんが及び貝まきを使用するものを除く)
- 注9. 藻類に限る。
- 注10. 海区漁業調整委員会の承認を受けた場合に限り使用可能。
- 注11. 夜間禁止、水中眼鏡の使用禁止。
- 注12. いそがねは夜間禁止。水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が15cm以下のものに限る。
- 注13. 潜水器漁業の許可を受けて行う場合を除き、潜水器(簡易潜水器)を使用する漁法は禁止。
- 注14. から釣は禁止。
- 注15. 水中眼鏡の使用禁止。
- 注16. 「は具」は火光又は水中眼鏡の使用禁止。「くまで」は幅が15cm以下のものに限る。
- 注17. このほか、四つ手網、(3cm平方)未満の網に限る)、動力を利用しない瀬干し漁法が使用できる。
- 注18. このほか、竹筒、もんどり、たつべ、うえ(以上、河川等に限る)、押網(5月1日～7月31日までは夜間の使用禁止)、搔網、(貝搔網を除く)、採藻具、置針が使用できる。
- 注19. 琵琶湖及び内湖等に限る。海区漁業調整委員会への届け出必要。
- 注20. 5月1日～7月31日は夜間の使用禁止。
- 注21. イケチョウガイの採捕を除く。
- 注22. 漁船登録された動力漁船以外の動力船による使用は禁止。
- 注23. 規則で定められた海域に限り、船舶(ゴムボート、手こぎボートを含む)を利用してのまき餌釣りは禁止。
- 注24. このほか、せん(口径15cm、長さ90cmのものに限る)が使用できる。
- 注25. 船舶を使用するマダコ釣りは禁止。
- 注26. 漁業権者の承諾がある場合はまき餌釣り可能。
- 注27. 有明海においては、集魚灯の利用は禁止。
- 注28. 集魚灯を利用する場合は電球10Kw以下。
- 注29. 干潟では火光を利用する漁法は禁止。
- 注30. 瀬戸内海では火光の利用禁止。

(http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/index.html)

(資料2) 主要な魚貝類の体長制限一覧 平成24年2月1日現在

都道府県	あわび	とこぶし	さざえ	うに	いせえび	くるまえび	まだこ	がざみ	あさり	はまぐり
北海道	殻長6.5cm(えぞ) 殻長12cm(まだか)	—	—	殻径4cm(えぞぼぶん) 殻径5cm(きたむらさき)	—	—	—	—	—	—
青森県	殻長9cm	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	殻長9cm	—	—	殻径4cm(えぞぼぶん) 殻径5cm(きたむらさき)	—	—	—	—	—	—
宮城県	殻長9cm	—	—	殻径5cm(きたむらさき)	—	—	—	—	殻長2cm	殻長3cm
秋田県	殻長10cm	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	殻長10cm	—	殻蓋2.5cm	—	—	—	—	—	—	—
福島県	殻長9.5cm	—	—	殻径3.5cm	—	—	—	—	殻長2.5cm	殻長3cm
茨城県(海面)	殻長11cm	—	—	—	—	—	—	—	—	殻長3cm
茨城県(北浦霞ヶ浦)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	殻長12cm	殻長5.5cm	殻高7cm	—	全長13cm	全長8cm	—	—	殻長2.7cm	殻長3cm
東京都	殻長11cm	殻長4.5cm	殻長5cm	殻長6cm (しらひげうに、みつかど ばいぶうに)	全長22cm(小笠原) 全長13cm(島部)	—	—	—	殻長2.5cm	殻長4cm
神奈川県	殻長11cm	—	殻蓋長径3cm	—	体長13cm	体長8cm	—	—	殻長2cm	殻長2cm
新潟県	殻長9cm	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川県	殻長10cm	—	—	—	—	—	—	—	—	殻長3cm
福井県	殻長10cm	—	殻蓋2.5cm	長径2cm (ぼぶんうに)	—	—	—	—	—	—
静岡県	殻長11cm	殻長5cm	殻蓋3cm	—	体長13cm	—	—	—	殻長2cm	殻長3cm
愛知県	殻長8cm	—	—	—	—	全長8cm	—	—	殻長2.5cm	殻長3cm
三重県	殻長10.6cm	—	殻蓋長径2.5cm	—	頭胸甲長4.2cm	—	—	—	殻長2cm	殻長3cm
滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	殻長10cm	—	殻蓋2cm	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	殻長9cm	—	殻蓋2.5cm	—	—	—	体重100g	—	殻長2.5cm	殻長5cm
和歌山県	殻長10cm	殻長4.5cm	—	—	体長15cm	—	—	—	—	—
鳥取県	殻長9cm	—	殻蓋2cm	—	—	—	—	—	殻長3cm	殻長3cm
島根県	殻長10cm	—	殻蓋2.5cm	—	—	—	—	—	—	殻長3cm
岡山県	—	—	—	—	—	全長5cm	—	—	—	殻長3cm
広島県	—	—	—	—	—	全長10cm	—	全甲幅13cm	—	殻長3cm
山口県	殻長10cm	—	殻蓋2cm	殻径2.5cm (ぼぶんうに)	—	全長10cm	—	甲幅13cm	殻長2cm	殻長3cm
徳島県	殻長9cm	殻長3cm	—	—	体長13cm	—	—	—	—	殻長3cm
香川県	—	—	—	—	—	体長6cm	—	甲幅13cm	殻長2.5cm	殻長3cm
愛媛県	殻長10cm	—	殻蓋長径2cm	—	体長15cm	体長8cm	—	—	殻長2cm	殻長4cm
高知県	殻長9cm	殻長3cm	—	—	体長13cm	—	—	—	—	—
福岡県	殻長10cm	—	—	—	全長20cm	全長10cm	体重100g以下	—	殻長3cm	殻長4cm 有明海区3cm
佐賀県	殻長10cm	—	—	—	体長15cm	—	—	—	殻長3cm	殻長4cm 有明海区3cm
長崎県	殻長10cm	—	殻蓋2.5cm	—	体長15cm	—	体重100g	—	殻長2cm	殻長3cm
熊本県	殻長10cm	—	殻蓋2.5cm	—	体長15cm	体長10cm	体重100g	—	殻長2cm	殻長3cm
大分県	殻長10cm	—	殻蓋2cm	—	全長20cm	全長10cm	体重200g	甲幅15cm	殻長2.5cm	殻長4cm
宮崎県	殻長10cm	殻長4cm	殻蓋5cm	—	体長15cm	—	—	—	—	殻長6cm
鹿児島県	殻長10cm	殻長5cm	—	—	体長13cm	—	—	—	—	—
沖縄県	—	—	—	—	体長18cm	—	—	—	—	—

ほっきがい (うばがい)	まだい	さけ	ます	うなぎ
殻長7.5cm(えぞ)	—	全長20cm	全長20cm	—
殻長7cm	—	全長20cm	全長17cm	—
殻長7cm	—	全長20cm	全長20cm	—
—				
—	—	全長20cm	全長20cm	全長20cm
—	—	全長20cm	全長20cm	—
—	体長6cm	体長18cm	体長18cm	—
殻長7.5cm	—	全長15cm	全長15cm	—
殻長7cm	—	全長15cm	全長15cm	全長23cm
—	—	—	—	全長23cm
—	—	—	—	全長26cm
—	—	—	—	全長24cm
—	—	—	—	全長24cm
—	—	—	—	全長40cm
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	全長13cm
—	—	—	—	全長20cm (佐久間湖30cm)
—	—	—	—	全長20cm (長長川30cm)
—	—	—	—	全長35cm
—	—	—	—	全長20cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長20cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長20cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長30cm
—	—	—	—	—
—	—	—	—	全長30cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長20cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長25cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長20cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長20cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長20cm
—	—	—	—	全長25cm
—	—	—	—	全長21cm
—	全長12cm (瀬戸内海域7/1-9/30)	—	—	全長21cm
—	—	—	—	全長21cm
—	—	—	—	全長21cm
—	体長5cm	—	—	全長21cm
—	全長12cm	—	—	全長20cm
—	—	—	—	全長25cm
—	—	—	—	全長21cm
—	—	—	—	体長10cm



(資料3) 主な漁業関係法令違反等に対する罰則 平成24年2月1日現在

法令名	制限・禁止規定	法令違反の態様	罰条	罰則の内容				
				懲役	罰金	拘留	科料	没収
漁業法	第67条	委員会指示に従うべき旨の知事命令の違反	139条	1年以下	50万円以下	○	○	○
	第74条	漁業監督公務員の検査拒否等	141条2号	6月以下	30万円以下	×	×	×
	第134条	報告遅滞・虚偽報告・検査拒否	141条3,4号	6月以下	30万円以下	×	×	×
水産資源保護法	第5条	爆発物を使用して採捕	36条	3年以下	200万円以下	×	×	○
	第6条	有毒物を使用して採捕	36条	3年以下	200万円以下	×	×	○
	第7条	前2条に違反して採捕した漁獲物の所持・販売	36条	3年以下	200万円以下	×	×	○
	第25条	内水面での「さけ」採捕	37条	1年	50万円	×	×	○
農林水産省令	瀬戸内海漁業取締規則	6条：魚群探知器使用採捕 8条：マダイの体長制限違反	10条	2年以下	50万円以下	×	×	○
		11条：所持販売禁止	11条	6月以下	30万円以下	×	×	×
漁業調整規則	第7条	許可を受けない知事許可漁業の操業	漁業法138条6号	3年以下	200万円以下	×	×	○
	第35条	保護水面における採捕の制限違反	59条1項	6月以下	10万円以下	×	×	○
	第36条	禁止期間	59条1項	6月以下	10万円以下	×	×	○
	第37条	体長等の制限違反	59条1項	6月以下	10万円以下	×	×	○
	第36条(第37条)	前2条に違反して採捕した漁獲物の所持・販売	59条2項	6月以下	10万円以下	×	×	○
	第38条	漁業の禁止	漁業法138条6号	3年以下	200万円以下	×	×	○

法令名	制限・禁止規定	法令違反の態様	罰条	罰則の内容				
				懲役	罰金	拘留	科料	没収
漁業調整規則例	第39条 第40条	漁具・漁法の制限及び禁止	59条 1項	6月 以下	10万円 以下	×	×	○
	第41条 ～ 第44条	禁止区域等	59条 1項	6月 以下	10万円 以下	×	×	○
	第46条	藻場における漁業の禁止	59条 1項	6月 以下	10万円 以下	×	×	○
	第47条	河口付近における採捕の制限	59条 1項	6月 以下	10万円 以下	×	×	○
	第49条 第1・3項	漁場内の岩礁破碎等の許可・制限条件	59条 1項	6月 以下	10万円 以下	×	×	○
	第51条	遊漁者等の漁具・漁法制限	60条	×	×	×	○	×
外国人漁業の規制に関する法律	第3条	外国人の領海内での水産動植物の採捕禁止違反(適用除外) ①さおづり又は手釣り(まき餌づりを除く。) ②たも網、さで網、やす及びは具 ③投網 ①②については、船舶を利用しないもの、3トン未満の船舶を利用するもの及び日本国籍を有する外国人漁業者の管理の下に3トン以上の日本船舶によって行うものに、③については、船舶を使用しないものに限定		3年 以下	400万円 以下	×	×	○
刑法	第125条	往来危険罪		2年 以下				
	第234条	威力業務妨害罪		3年 以下	50万円 以下			
	第235条 第243条	窃盗罪 窃盗未遂罪		10年 以下				
「うなぎ稚魚の取り扱いに関する条例」(宮崎県)	第1条	登録者外のシラスウナギの所持禁止		1年 以下	50万円 以下			

JF

**全国漁業協同組合連合会
(JF全漁連)**